

# 我が国が抱える領土問題について

自分の国は自分で守ろう



全国防衛協会連合会

## はじめに

本小冊子は、全国防衛協会連合会が、主として防衛協会会員に対して我が国が抱える領土問題を簡潔輕易に説明し、その理解を深め、もって防衛意識の高揚に資するために、外務省、総理府北方対策本部、海上保安庁のホームページ等々を参照して編集、作成したものである。

我が国の領土問題の特色は、大陸国家のように隣接する他国との陸上の国境線を巡る紛争と異なり、四面環海の我が国の領土問題は本土周辺の島・群島等の帰属及びそれに関連する領海・排他的経済水域をめぐる紛争となっているのが特色であり、また、我が国の領土問題は、①「第2次世界大戦の戦後処理に起因する北方領土問題・竹島問題」及び②「戦後の世界経済の発展に伴い海洋の天然資源に対する関心が高まるとともに、国連の海底調査により資源の存在が判明した結果、突如として領有権問題が生起した尖閣列島等」の二つの種類の紛争にその特色が挙げられる。

## 目次

はじめに	2
1 北方領土問題	4
2 竹島問題	7
3 尖閣列島問題	11
4 その他の問題	
(1) 東シナ海ガス田問題	15
(2) 沖の鳥島問題	16
おわりに	19
参考	20

(作成：平成24年6月現在)

表紙写真：我孫子市遠藤君子氏提供

領土問題を抱える地域等



(出典：Yahoo Japan 地図に「北方領土問題」等を加筆)

## 1 北方領土問題

### (1) 北方領土とは

北方領土とは、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の四島をいう。



(出典：外務省HP)

### (2) 問題発生の際緯

○江戸時代後半、幕府は北方の領土を調査・発見し、国後島・択捉島・色丹島・歯舞群島（以下、北方四島と呼称）付近の豊富な海産物に目を付けた水産関係者等の進出により、北方四島の実効支配をロシア帝国に先んじて確立していた。ロシア帝国もこれを認め、1855年2月日魯通好条約において、北方四島を日本の領土とし、択捉島とウルップ島の間を両国の国境とした。なお、樺太は「両国民混住の地」とされた。

○1875年5月の樺太千島交換条約により千島列島（カムチャッカ半島の南のシムシュ島からウルップ島までの18島）を日本領土とする代わりに樺太をロシア帝国の領土とした。

○1905年9月、日露戦争終結に伴うポーツマス条約により、南樺太が日本に割譲された。

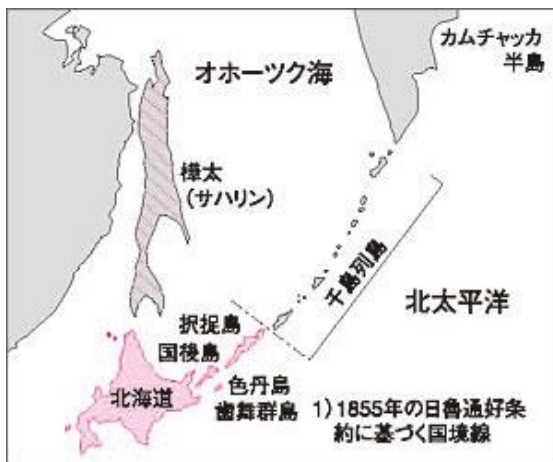
○第2次世界大戦の末期、1945年2月ソ連のヤルタにおいて、米英ソ首脳が集まり、日本を早期に敗北に追い込むため、ソ連の対日参戦する見返りとして、千島列島をソ連に引き渡すことが定められた。（ヤルタ協定）

○1945年4月5日、ソ連が日ソ中立条約を破棄通告、同年8月8日、対日宣戦布告し、ソ連は8月25日南樺太を占領した。また8月18日、千島列島に侵入を開始し、9月5日までに北方四島をも占領した。



○日本は、同年8月15日、ポツダム宣言受諾を表明（同日正午の玉音放送）し、9月2日降伏文書に調印した。1951年9月、サンフランシスコ平和条約で、日本が過去の戦争で獲得した南樺太等の放棄の他に、千島列島を放棄する条約に調印した（1952年4月発効）。なお、本条約にはソ連は参加しなかった。

○ソ連との国交回復のための日ソ間で交渉が重ねられ、北方領土の全面返還を求める日本と、色丹島・歯舞群島のみを日本に引き渡すとしたソ連との間で交渉は行き詰まり、結局、日ソ平和条約は締結されず、平和条約締結後に色丹島・歯舞群島をソ連が引き渡すと記載された日ソ共同宣言が調印された。



1855年日魯通好条約



1875年樺太千島交換条約



1905年ポーツマス条約



1951年サンフランシスコ平和条約

(出典：外務省HP)

### (3) ロシア連邦の主張

日本は、既に北方四島を含む千島列島を放棄しており、また、ソ連による領土宣言により領土権はすべてロシア連邦にある。

#### (4) 我が国の主張

○日魯通好条約以来、北方四島はソ連による軍事占領に至るまで一度も外国の領土にされたことは無く、北方四島は日露間の平和的な外交交渉により日本の固有の領土として認められ、その帰属は、日本にあるのは明確である。

○カイロ宣言及びサンフランシスコ平和条約で放棄した千島列島と北方四島は明確な区分があり、日本固有の領土である北方四島をロシア連邦が不法に占拠している現状は承認できない。

○また、大戦の同じ戦勝国である米国も日本の立場を支持している。

#### (5) 北方領土問題の現状

○北方領土に関わる主要な動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考1

○領土問題に関する政府統一見解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考2

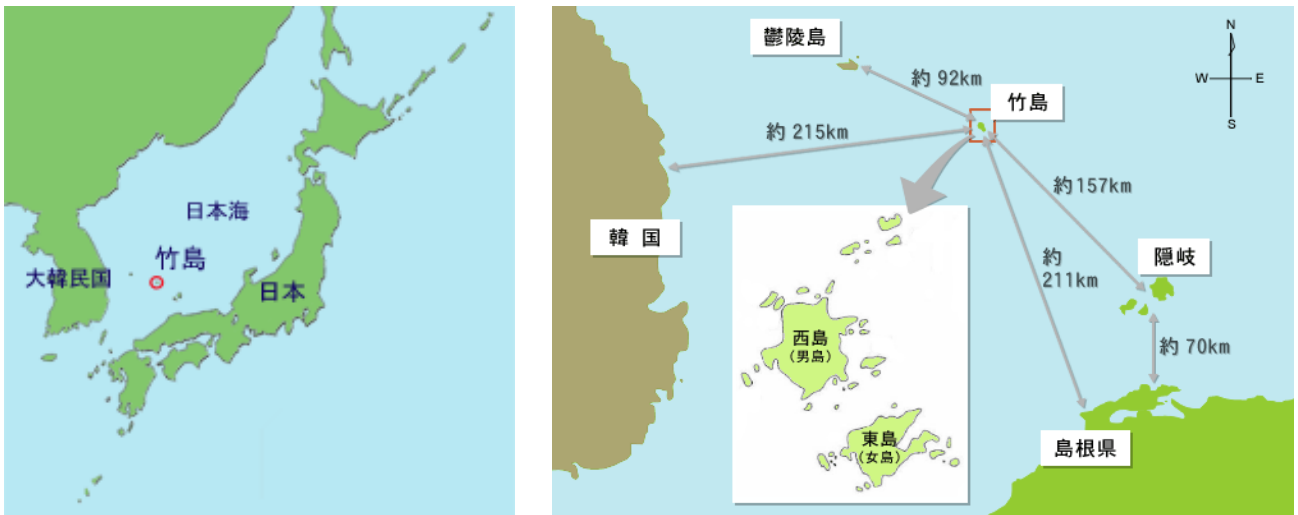
#### ※ 最近の主要な動き

ロシア連邦はソ連からの移行期の動乱を乗り越え、国内情勢の安定化と共に、経済も発展し、それに伴い、北方領土に駐留する軍隊の近代化を進めている他、2006年8月には「クリル諸島開発計画」を定め、北方領土に対する外国資本を含む資本投入を増大させ、インフラ整備を進めている。また、現職大統領（メドヴェージェフ大統領）の北方領土視察等の施策を積み上げ、着々と自国領土という自らの主張の固定化を図っている。

## 2 竹島問題

### (1) 竹島とは

竹島は、日本海の南西部にある島で、北緯 37 度 15 分、東経 131 度 52 分に位置する。日本の住所は島根県隠岐郡隠岐の島町竹島官有無番地。大韓民国の行政区分では慶尚北道鬱陵郡鬱陵邑獨島里に属する。竹島は韓国では「独島」、洋名では「リアンクール島」俗称「りゃんこ島」とも呼ばれている。日本領・隠岐と竹島の距離は一番近いところで約 157km、韓国領・鬱陵島と竹島の距離は両島の一番近いところで約 92km である。東島（女島）、西島（男島）と呼ばれる二つの小島とその周辺の総計 37 の岩礁からなり、総面積は約 0.23 平方 km で、東京の日比谷公園の 1.4 倍程度の島である。最頂部は西島が海拔 168m、東島が海拔 98m。周囲は断崖絶壁で通常は人の住むことができる環境ではない。



(出典：外務省HP)

### (2) 問題発生の際緯

○現在の鬱陵島にはかつて于山国という国があり、高麗時代に高麗領に編入されて移民が進められたが失敗し、李朝の成立後、高麗再興派や倭寇の根拠地となることを恐れて立ち入り禁止とした。1618年、伯耆国米子の町人（大谷甚吉・村川市兵衛）が、江戸幕府から許可を得て竹島（現在の鬱陵島）に渡航した。当時の日本では、現在の鬱陵島は「竹島」、現在の竹島は「松島」と呼ばれていた。

○1692年、江戸幕府の許可を得て鬱陵島に出漁した大谷・村川家が、同島で朝鮮人と遭遇し、翌年、その中の安龍福と朴於屯を捕えて米子に連行したことから鬱陵島の帰属をめぐって朝鮮王朝と意見が対立、長期間の交渉の末、1696年、幕府が日本人の同島への渡航を禁止することにより決着した（いわゆる「竹島一件」）。その一方で現在の竹島への渡航は禁止していない。韓国側の文献によれば、当時送還され、後再び日本に渡来した安龍福が現在の鬱陵島と竹島を朝鮮領と訴え、江戸幕府から認められたと朝鮮当局に供述したとされている。しかし、この主張を裏付ける記録は日本側にはない。

○1900年10月、大韓帝国勅令第41号で鬱陵島を江原道の郡に昇格、竹島石島（現在、どの島を指すのか特定する資料がない）も韓国領として宣言した。1905年1月、日本政府は当時「りゃんこ島」と呼ばれていた松島を「竹島」と命名して、島根県隠岐島司の所管とすることを閣議決定した（同年2月22日、閣議決定内容を島根県告示）。

○日本の敗戦後、1946年1月、「連合国軍最高司令官総司令部覚書（以下、GHQ覚書）」677号により、竹島に対する日本政府施政権が暫定的に停止され、GHQ覚書1033号によりマッカーサー・ラインが制定され、竹島周辺海域の漁業活動が制限された。

○1949年、サンフランシスコ平和条約の締結交渉中、同条約草案初版において、竹島は日本の放棄する領土の一つと記述されていたが、シーボルト駐日米国政治顧問の勧告により、同年12月29日版以降、日本の放棄する領土から竹島は削除されている。

○1951年7月、GHQは、竹島を米軍の海上爆撃訓練区域に指定した（1953年3月、日米合同委員会で同島訓練区域の削除を決定）。韓国は米国に対し、「竹島が日本により放棄された領土である」と認めるよう要望書を提出したが、米国のラスク国務次官補（当時）は、同年8月の書簡で「竹島は日本の領土であり、朝鮮（韓国）の領土であったことは一度もない」と米国の意図を明確にし、拒否した。

○1952年1月、サンフランシスコ条約の発効によりマッカーサー・ラインの消滅と日本の主権回復がなされる3か月前に、李承晩大統領は、竹島を自国の領土と一方的に宣言し、李承晩ラインの宣言を行った。

○1953年3月、米軍が竹島を海上爆撃訓練区域から削除したことにともない、日韓の漁民による竹島周辺での漁業が再開したが、同年7月、不法漁業に従事している韓国漁民に対し退去要求をした海上保安庁巡視船が、韓国漁民を援護していた韓国官憲によって銃撃される事件が発生した。

○1954年6月、韓国は沿岸警備隊の駐留部隊を竹島に派遣したことを発表、同年8月には、竹島周辺を航行中の海上保安庁巡視船が同島から銃撃され、これにより韓国の警備隊が竹島に駐留していることが確認された。以後、韓国は竹島武装化を進め、日本艦船の接近を排除した。日本は竹島武装化に抗議したが、韓国側は「内政干渉」と排斥している。

○1954年9月、日本政府は、領有問題の国際司法裁判所への付託を提案したが、韓国側は初めから同島の領有権を持っており、あらためて権利の確認を求める理由なしとしてこれを拒否した。1962年3月にも日韓外相会談で小坂外相が国際司法裁判所への付託を再び提案したが、韓国側は拒否している。

○1965年6月、日韓基本条約の調印に伴い李承晩ラインは廃止され、竹島問題は紛争処理事項とされたが、その後、韓国は竹島領有問題は紛争処理事項でないとの立場を取り交渉に応じておらず、その対応は日韓紛争解決交換公文に背反するものとなっている。

○1998年11月、新日韓漁業協定の調印時に、竹島をないものとした海域の中間線付近に暫定水域を設置して、両国がそれぞれのルールに従い操業するとともに、日韓漁業共同委員会を設置し、操業条件や資源保護を協議、勧告することとされた。





竹島の西島・東島



日本船拿捕に向かう韓国警備艇

(出典：海上保安庁HP)

### (3) 韓国の主張

○韓国は、古文献（12世紀）で記述している于山島は独島（竹島）のことで6世紀から認識していると主張している。また、1900年10月の「大韓帝国勅令41号」において鬱陵島の郡守が管轄する地域に竹島を含めていると主張している。

○そして、竹島問題は、1905年1月に日本政府が竹島を自国に編入すると閣議で一方向的に決めたことで始まったと認識している。

○日本政府の抗議に対して韓国側は、日本による竹島編入が後の韓国併合の始まりであると主張し、竹島問題は、「単なる領土問題ではなく歴史問題」であり、日本の主張は「歴史の歪曲」「妄言」であるとして交渉する姿勢すら見せていない。

### (4) 我が国の主張

○日本は、竹島や鬱陵島の名前について、ヨーロッパの探検家等による鬱陵島の測位の誤りにより一時的な混乱があったものの、「竹島」の存在を古くから承知していた。

○日本は、鬱陵島に渡る船がかり及び魚採地として竹島を利用し、遅くとも17世紀半ばには、竹島の領有権を確立し、17世紀末、鬱陵島への渡航を禁止したが、竹島への渡航は禁止していない。

○竹島問題は、1952年1月に韓国大統領・李承晩の海洋主権宣言に基づく漁船立入禁止線（李承晩ライン）によって竹島が韓国の支配下にあると一方向的に宣言したことで始まったと認識している。

○竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土であり、韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であり、韓国がこのような不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではない。

## (5) 竹島問題の現状

○韓国政府は、日本との領土問題は存在しないとしているが、現実には、この小さな島に灯台、ヘリポート、船舶の接岸場や警備隊宿舎などを建設し、武装警備隊を多数常駐させ、常時武装監視しており、日本の実効支配が及んでいない状況にある。

○韓国内の多くの場所で「独島はわが領土」という看板や横断幕が見られ、中学・高校の歴史教科書では、17世紀末に韓国漁民の安龍福が松島（現在の竹島）を朝鮮の領土であることの認知のため日本に渡ったと大きく記している他、小学、幼稚園児にまで竹島領有の正当性を教育するなど、竹島領有の既成事実化を着実に進めている。

○我が国においては、2005年3月、島根県議会が「竹島の日条例」を制定し、1905年同県編入を告示した2月22日を「竹島の日」と定めた他、外務省ホームページへの「竹島問題を理解するための10のポイント」掲載などで竹島問題を提起してきており、一部の保守系団体による街宣活動等による啓発も行われているが、全国的な盛り上がりには欠けている。

○2012年春から中学校教科書「地理」「公民」に「竹島は日本の領土」との記述が載ることとなり、ようやく竹島問題への国民的啓発のスタートラインに立つことができたと言える。

○領土問題に関する政府統一見解 . . . . . 参考2

○紛争の解決に関する交換公文 . . . . . 参考3

### \* 最近の主要な動き

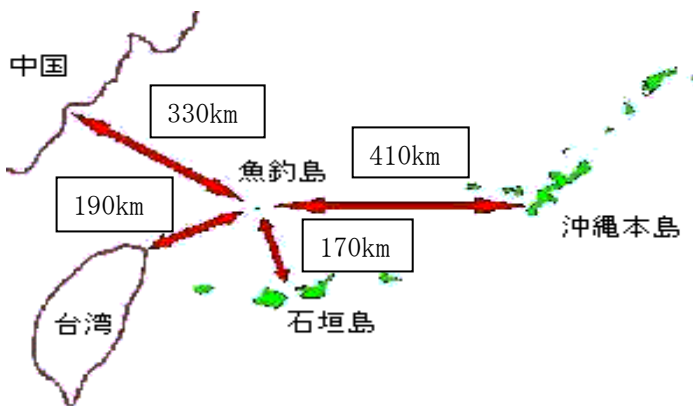
我が国は、2011年3月の教科書検定で、竹島を自国領と明記した教科書が合格したが、韓国は、同年春以降、竹島近海で海洋調査基地建設に着工し、閣僚が相次ぎ竹島を訪問した。同年6月には大韓航空機の初飛行を竹島上空で行い、我が国は同年7月外務省職員の公務での大韓航空機利用を1ヶ月間自粛している。また、同年8月、韓国政府は、竹島近隣の鬱陵島視察を計画した国会議員の入国を拒否する事案も起きている。

### 3 尖閣諸島問題

#### (1) 尖閣諸島とは

尖閣諸島は、魚釣島、南小島、北小島、久場島、大正島の五島と沖の北岩、沖の南岩、飛瀬の3個の岩礁から成る諸島の総称である。場所は、東シナ海にあり、一番大きい島である魚釣島（面積3.82平方km）は沖縄本島から西へ410km、石垣島から北北西へ170km、台湾まで190km、中国大陸までは330kmの距離にある。

沖縄県石垣市に所属し、住所は沖縄県石垣市登野城2392番地外となっている。現在は無人島で、魚釣島、南小島、北小島、久場島は民間人の所有地、大正島は国有地である。尖閣諸島の周辺には、イラクの原油推定埋蔵量の1,125億バレルに匹敵する原油埋蔵量があるとされている。



南小島、北小島から魚釣島を望む

(出典：海上保安庁HP)

#### (2) 問題発生の際緯

○1895年1月、日本政府は1885年以来10年間にわたる調査の結果、尖閣諸島はどこの国にも所属していないことを確認し、沖縄県への編入を閣議決定、正式に日本領とした。

○1896年9月、日本政府が、古賀辰四郎に尖閣諸島の30年間の無償貸与を許可した。古賀辰四郎による開拓が進み、1880年代後半から事業を行っていた鰹節工場等を拡大した。その後、1932年に長男の古賀善次に有償で払い下げられた。(1940年に古賀善次が事業継続を断念。無人島となる。)

○1952年4月、サンフランシスコ平和条約が発効し、この条約の第3条により、尖閣諸島を含む南西諸島が米国の施政権の下に置かれる。(1953年米国統治下の地理的限界を再指定。尖閣諸島は米国統治下に含まれる。)

○1955年3月、尖閣諸島魚釣島近海で中華民国旗を掲げたジャンク船2隻による日本漁船に対する襲撃事件(第三清徳丸事件)が発生した。

○1968年10月～11月、日本、中華民国(台湾)、大韓民国の海洋専門家が国連アジア極東経済委員会(ECAFE)の協力の下に東シナ海一帯の海底を学術調査し、「東シナ海の大陸棚には、石油資源が埋蔵されている可能性がある」と指摘した。

- 1970年9月、琉球政府は、尖閣諸島の領土権に関する声明を発表した。
- 1971年6月、台湾が尖閣諸島の領有権を主張し、同年12月、中華人民共和国（中国）が尖閣諸島の領有権を主張した。
- 1972年5月、米国との沖縄返還協定発効。尖閣諸島を含む琉球が日本に正式返還され、沖縄県となった。その際、日本政府は、久場島、大正島とその一部周辺海域を在日米軍施設・区域（射爆撃場）として提供、今日に至っている。
- 1992年2月、中国は領海法を制定。台湾、澎湖列島の他、釣魚島を含むその附属諸島（尖閣諸島）、東沙群島、西沙群島、中沙群島、南沙群島は自国領であると一方的に定めた。
- 2005年2月、日本青年社が1978年に魚釣島に建設した灯台を日本政府が国有化した。
- 2008年12月、沖縄県議会が「尖閣諸島は沖縄県石垣市に属し、我が国固有の領土である」との決議を全会一致で採択した。
- 2010年9月、「尖閣諸島中国漁船衝突事件」が発生し、同23日、ヒラリー・クリントン米国防務長官は、「尖閣諸島には、日米安保条約第5条が適用される」と発言した。同年12月、石垣市議会は、「尖閣諸島開拓の日を定める条例」を制定し、1895年沖縄県に編入を閣議決定した1月14日を「尖閣諸島開拓の日」と定めた。

### （3）中国の主張

- 中国は、以下の理由により、1971年12月以降、尖閣諸島の領有権を主張している。
- 1403年（明代）に著された「順風相送」という書物に釣魚台の文字がある。また、1534年の冊封使・陳侃の報告書「使琉球録」にも釣魚台の文字があり、明の時代から中国人が釣魚台の存在を知っていたのは明らかである。
  - 1785年に日本の経世論家・林子平が著した「三国通覧図説」では、釣魚台列島が中国大陸と同じ色で彩色されている。
  - 馬関条約（下関条約）に釣魚列島がないのは、日本が日清戦争勝利の勢いで条約によらず不法に奪い取ったものである。
  - 1943年12月のカイロ宣言では、日本は満州や台湾等を返還すると規定している。釣魚台はそれらの地域に含まれる。
  - 中国は、日本国とのサンフランシスコ平和条約に参加していないのでこの条約に拘束されない。

### （4）台湾の主張

- 台湾は、以下の理由により、1971年6月以降、尖閣諸島の領有権を主張している。
- 尖閣諸島は台湾島に付随する諸島の一つであった。
  - 1895年4月に日本の統治下とされて以来、日本に領有権を奪われ抗弁の機会すら与えられなかった。
  - 少数派ではあるが、李登輝率いる台湾團結連盟は、尖閣諸島は日本の領土であると主張している。

## (5) 我が国の主張

次の理由により、尖閣諸島は日本の領土である。

○尖閣諸島は、日本が支配するまで実効支配された痕跡がなく、中国が永続的に実効支配しようとした国家意思もなく、無主地であった。1743年、清の乾隆帝の命により編纂された地理書「大清一統志」に台湾の北東端は「鷓籠城」（現基隆市）と記されており、尖閣諸島を台湾に含めていない。

○日本は、1895年1月の正式な領有宣言まで10年間以上も調査を行い、この間に中国が尖閣諸島に全く関与していないことを確認している。また、同年5月公布の下関条約には尖閣諸島の清国からわが国への割譲は記されていない。これは、条約締結以前から日本の領土であったと中国側も認めていたことになる。

○1909年、日本が東沙島を日本領であった台湾に編入しようとしたことに対し、清国は抗議したが、日本が尖閣諸島を領土に編入したことに対しては抗議していない。

○1920年5月、中華民国駐長崎領事・馮冕は、魚釣島に漂着した中国人遭難者の救助に対し、石垣村長等に、「日本帝国沖縄縣八重山郡尖閣諸島」と明記された感謝状を贈呈した。

○サンフランシスコ平和条約第2条により我が国が放棄した領土に尖閣諸島は含まれていない。また、第3条に基づき米国の施政権下に置かれた地域に尖閣諸島が含まれることに関し、中国は意義を唱えなかった。従って、中国は、尖閣諸島を台湾の一部と考えていなかったことが明らかである。1969年、中国政府は、中国名の釣魚台列島ではなく、日本名の尖閣諸島と明記した地図を発行している。

○1946年1月、GHQ覚書677号により、尖閣諸島を含む南西諸島の施政権が日本から連合国に移され、1972年5月の沖縄返還協定発効とともに尖閣諸島を含む琉球が日本に正式返還された。



(左) 大日本帝国陸地測量部作成 「尖閣群島地図」(1930年測図・1933年発行)



(右) 中華民国駐長崎領事・馮冕から石垣島島民への感謝状

(出典：外務省HP)



## (6) 尖閣諸島問題の現状

○尖閣諸島は、現在我が国が実効支配をしており、海上保安庁巡視船による警戒、海上自衛隊哨戒機（P-3C）による監視を実施している。

○1997年5月、新進党（当時）の西村眞悟衆議院議員が、魚釣島に強行上陸。30隻に及ぶ台湾抗議船等が尖閣諸島周辺に接近、うち3隻が警告を無視して領海侵犯する等々の事案が発生。また、2004年1月には、台湾当局が魚釣島を土地登記していたことが明らかとなる。

○同年3月には中国人活動家7名が領海侵犯し、魚釣島に不法上陸、沖縄県警が不法入国の疑いで逮捕し強制退去処分。また、翌年12月には、中国海洋調査船2隻が9時間以上にわたって領海侵犯し、実際の行動で中国の立場を示したと主張した。

○実効統治を強化するためにも、自治体による必要な調査は認めるべきではないかとの国内議論もあるが、政府は、政府関係者以外の上陸は認めない方針をとっている。（日本政府は、民有地である魚釣島、南小島、北小島の三島についても平成14年4月以降、尖閣諸島の平穏かつ安定的な維持管理を目的として借上げ、毎年賃借料を支払っている。）

○領土問題に関する政府統一見解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考2

### \* 最近の主要な動き

2010年9月、尖閣諸島付近の日本領海内において退去命令を無視して違法操業を続行していた中国籍漁船が逃走中、海保庁巡視船「みずき」「よなくに」に衝突して破損させたため、同船長は逮捕・事情聴取を受け那覇地検に送検された。日本政府は、船長を起訴する方針を固め、勾留延長を決定したが、その後、突如として同船長を処分保留のまま釈放した。

同年11月、この時の漁船衝突時の模様を撮影した動画が、那覇地検によって短時間に編集された上で、非公開で衆参予算委員会所属の一部の議員に対して限定公開されたが、その後、ハンドルネーム「sengoku38」によって漁船衝突時に海上保安官が撮影していた動画がYouTube上に流出し、国内外に衝突の実態が知れ渡った。この事件発生直後、毎月のように中国公船が尖閣諸島周辺の接続水域に出没し領海侵犯も2度にわたり行われている。

また、中国は近時、尖閣諸島の領有権は「中国の核心的利益」と言及し始めている。

2012年4月、石原東京都知事は、訪問先ワシントンでの講演で、都が前記三島を購入する方針であること、既に所有者とは基本合意をしている旨表明、今後の成り行きが注目される。



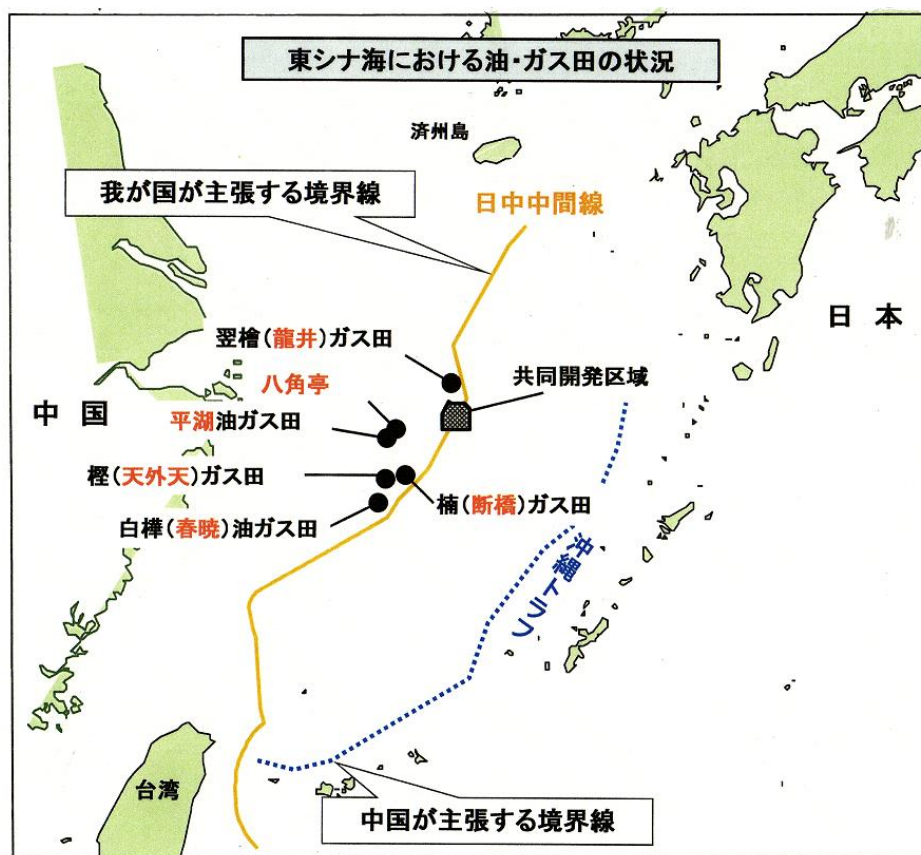
左：巡視船「みずき」

右：「よなくに」同型巡視船

（出典：海上保安庁HP）

## 4 その他の領土問題

### (1) 東シナ海ガス田問題



( ※ 位置は概位 ※ 油・ガス田の赤字は中国名 )

#### ア 問題発生 of 経緯

○中国は、20世紀末頃から東シナ海の資源開発を進めており、6つのガス田の開発試掘等を行った。これに対し日本は2004年6月、政府の調査により、6つのガス田のうち2つが日中中間線を挟んで日本側の排他的経済水域につながっており、他の2つもその可能性があり、中国がガス田の開発を始めると日本側の資源まで吸い取られる可能性が高いとして問題視し、中国に対し当該海域での開発等の即時停止と地下構造のデータの提供を求めたが、中国は日本の申出を拒否した。

○2005年、中国は日本の抗議に対し日中中間線より日本側の領域のみ日中共同開発を提案してきたが、日本側は日中中間線までは日本の排他的経済水域であるとの立場をとっており、受け入れを拒否した。また、同年10月、日本は日中中間線をまたぐ4つのガス田に限って共同開発を提案したが中国側に拒否された。同時に、日本は日本側にある排他的経済水域でのガス田の試掘を決定し、試掘の準備を始めるという強い姿勢を打ち出したが、中国の強い反発もあり、対話での問題解決重視へと方向が一変し、これに伴い現在に至るも試掘はされていない。

\* この問題の背景には、日本及び中国の排他的経済水域の範囲の捉え方・解釈の差に問題の本質があると考えられ、以下両国の主張もこれに焦点をあて説明する。

## イ 中国の主張

国連海洋法条約では大陸棚に対する沿岸国の権利として、沿岸国は大陸棚を探索し及び天然資源を開発するため大陸棚に対して主権的権利を行使することなどが定められていることから、中国の大陸棚は沖縄トラフまでのびており、そこまでが中国に認められている排他的経済水域としている。

## ウ 我が国の主張

同条約では、排他的経済水域について、向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における排他的経済水域の境界画定は、国際法に基づいて合意により行うと定められており、国際的に一般に解釈されているのは中間線であることから、これを論拠として日中中間線を排他的経済水域の境界としている。

## エ 解釈を巡る国際法上の努力及び現状について

○排他的経済水域の解釈の差により生じた問題であり、国連海洋法条約でも排他的経済水域に関わる問題は「関係国の合意到達の努力」に委ねられており、それができない場合は、調停を要請でき、更に裁判所に要請することが定められている。しかしながら、条文に強制力がないため関係国がこれに応じない場合、調停や裁判所での解決ができず、現に日本は裁判所に付託することを中国に要請しているが、中国は応じていない。

○排他的経済水域の解釈にそれぞれの主張があり、その解決に当たっては平和的解決に努め、紛争を招かないようにすることは必要だが、紛争を恐れるあまり、国益を損なうことがないように注意するとともに、相手の中国が経済の発展による天然資源不足を補うため、近年増強が著しい海空戦力を背景として強権をもってガス田の本格採掘等に移ることが無いよう引き続き注目していく必要があると思われる。

### (2) 沖の鳥島問題



沖の鳥島の位置



沖ノ鳥島周辺をしょう戒する巡視船

(出典：海上保安庁HP)



## ア 問題発生の際緯

- 1920年、国際連盟により日本の委任統治領となる。
- 1952年4月、サンフランシスコ平和条約により米国の施政権下に置かれる。
- 1968年4月、小笠原諸島とともに日本に返還される。
- 1988年、波の浸食による島の消失を防ぐため、2つの島の周りに護岸工事を行う。
- 2001年頃から、中国の海洋調査船による調査が日本に無断で沖ノ鳥島付近の日本の排他的経済水域内で行われる。
- 2004年4月、中国が沖ノ鳥島を岩だと主張し始める。
- 2007年3月、海上保安庁は、沖ノ鳥島に灯台を設置し、運用を開始した。



左：沖の鳥島 中：東小島 右：北小島 (出典：海上保安庁HP)

## イ 中国の主張

沖の鳥島は島でなく岩であり、日本の領土として認めるが、国連海洋法条約では人間の居住又は独自の経済活動を維持できない岩は、排他的経済水域は有しないと定められていることを根拠とし、排他的経済水域は設定できないと主張している。

## ウ 我が国の主張

国連海洋法条約では島とは、自然に形成された陸地であって、水に囲まれた高潮時においても水面上にあるものと定められており、沖の鳥島は満潮時でも水面上に出ている部分があり、島である。これに伴い島に付随する領海・排他的経済水域も当然保有する。

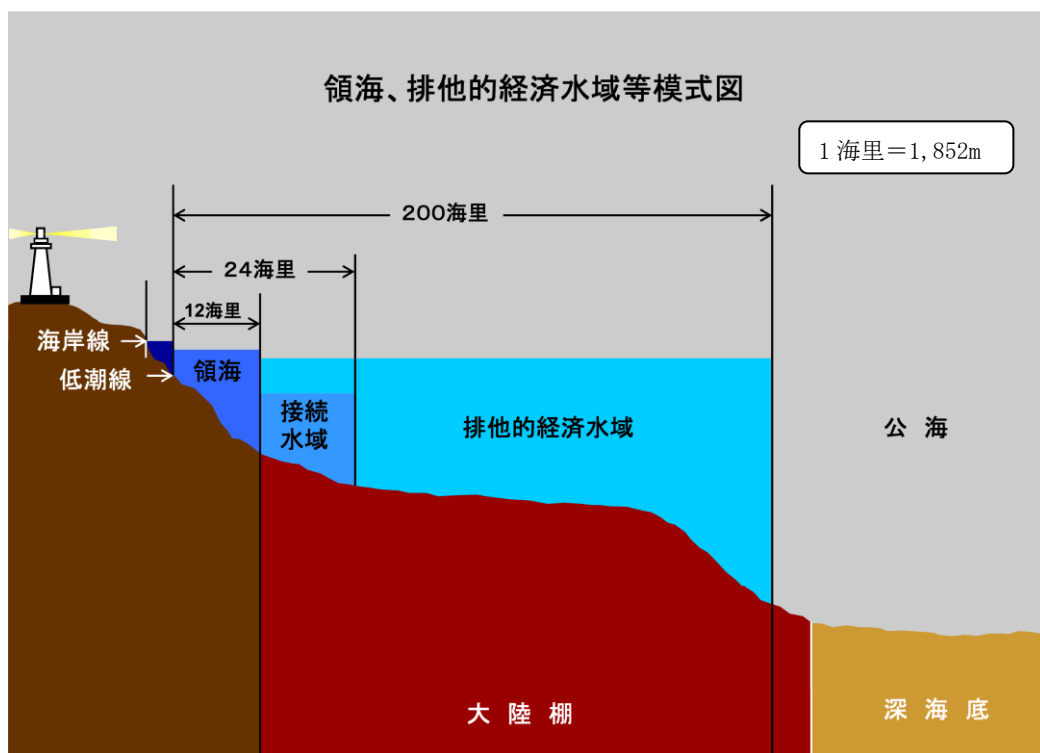
## エ 沖ノ鳥島問題の現状

島か岩かが論点になっているが、この背景には、沖ノ鳥島の周辺海域には歴大な量の天然資源（特にレアメタル）があるといわれており、この海域に排他的経済水域を設けるか否かは、日本の天然資源の確保に重大な影響を及ぼす恐れがあり、中国の主張に対抗するため灯台を建設する等の施策を行い始めている。また、中国もその資源活用するに当たり、この海域が日本の排他的経済水域に指定されるか否かには大いに関心を有していると判断される他、同地域は中国の米国への軍事対立に備えての第二列島線付近にあり、今後経済・軍事両面にわたる海洋調査を始め各種活動を開始する可能性があり、注目していく必要がある。

なお、2012年4月、日本の海底資源の権益確保を目指す四海域の大陸棚延伸が大陸棚限界委員会で認められた。この四海域のうち、沖の鳥島を起点とする北側に続く「四国海盆海域」の延伸が認められたことは、事実上、同島が島であることが国際的にも認められたといえる。

※ 国連海洋法条約では、領海の基線（低潮線・直線基線）から200海里までの海底を大陸棚と規定するとともに、海底の地形・地質が一定の条件を満たせば、200海里を超え最大350海里まで自国の大陸棚を延長させることができるとされている。この場合、同条約により設置されている大陸棚限界委員会に情報を提供し、その勧告を受けなければならない。同勧告に基づき沿岸国の設定した大陸棚の限界は最終的な拘束力を有するとされている。

### 領海等模式図



(出典：海上保安庁HPに「1海里=1,852m」を加筆)

- ① 接続水域とは、国連海洋法条約（1994年発効）に基づき沿岸国が領土・領海の通関上、財政上、出入国管理上（密輸や不法入国）、衛生上（伝染病等）の法令違反を防止及び違反処罰のために必要な規制をすることが認められた水域である。
  - ② 排他的経済水域（exclusive economic zone；EEZ）とは、同条約に基づいて設定される経済的な主権がおよぶ水域であり、沿岸国は同水域の水産資源及び鉱物資源などの非生物資源の探査と開発に関する権利（管轄権）等を得られる。また、同水域における資源の管理や海洋汚染防止の義務を負う。
- 日本は、平成8年6月に同条約を批准した際、①は領海法の改正及び②は排他的経済水域法の制定により定めた。



## 我が国周辺の領海・接続水域・排他的経済水域（EEZ）の領域



(出典：海上保安庁HPに「四国海盆海域」を加筆)

## おわりに

我が国の領土及びそれに付随する領海・排他的経済水域に関わる紛争は、我が国の国益そのものに関する問題といえる。特に、我が国の排他的経済水域の広さは世界第6位であり膨大な天然資源の埋蔵が予測されており、天然資源を殆ど有さず海外からの輸入に頼っている我が国としては、その帰趨は、我が国の将来に多大の影響を及ぼし、重大な国益に係わる問題であることから、この領土の保全と自らの排他的経済水域の権益を守ることは、国家として果たさなければならないもっとも基本的かつ最重要な課題と言える。

このため国民自身が領土問題について正しい理解を深めることはもとより、米国を始め友好諸国との連携の下にその理解と協力を得るための積極的外交を進めるとともに、既成事実の積み上げを許さないという確固とした姿勢を貫くことが極めて重要と言えよう。

## 北方領土に関わる主要な動き

1951. 3. 31 (昭 26)	<b>歯舞諸島返還要請に関する決議</b> ○現在ソ連邦の占領下にある歯舞諸島は、地理的には花咲半島の延長であり、古来より根室の一部として日本人が居住していた。又行政区域からも歯舞諸島は根室国であり、明らかに北海道本土の一部をなしてわが国固有の領土であり、天然的、歴史的環境をもつもの。 ○よって連合各国の深い御理解、御同情により、講和条約締結に当っては、歯舞諸島はわが国に返還されるよう懇請する。	衆議院 本会議 可 決
1951. 6. 2 (昭 26)	<b>領土問題に関する決議</b> ○講和の機熟するに伴い、これ等諸島の帰属問題は、一に連合国の決定にまつ外ないが、本来、歴史的、民族的にみて日本領土であると認められる諸島については、特に好意ある考慮が拂われるよう、政府は格段の努力を致されたい。	
1952. 7. 31 (昭 27)	<b>領土に関する決議</b> ○平和条約の発効に伴い、歯舞、色丹島については、当然わが国の主権に属するものなるにつき、速やかにその引渡を受けること。 ○沖縄、奄美大島、小笠原諸島については、まず、教育、産業、戸籍等の問題につき、速やかに、わが国を参加せしめること。特に、奄美大島等については、従来鹿児島県の一部であった諸事情を考慮し特別に善処すること。	
1956. 9. 7 (昭 31)	<b>日ソ交渉に関する米國務省覚書</b> ○米国政府は、・・・ヤルタ協定は当事国の首脳者が共通の目標を陳述した文書にすぎない。領土移転のいかなる法律的效果をもつものではない。 ○サンフランシスコ平和条約は、ソ連邦署名拒否した故に、同国に対し何らの権利を付与するものではない。 ○米国は、択捉・国後両島は（北海道の一部たる歯舞諸島及び色丹島とともに）常に固有の領土の一部をなしてきたもの、正当に日本の主権下になるものと認められなければならない。	覚 書
(署名) 1956. 10. 19 (批准) 1956. 12. 12	<b>日ソ共同宣言</b> ○外交・領事関係の回復（戦争状態の終結） ○捕虜の釈放、賠償請求権の相互放棄 ○平和条約締結に向けての交渉継続（歯舞群島・色丹島については平和条約締結後日本に引き渡す。）	共 同 宣 言
(衆) 1962. 3. 9 (昭 37) (参) 1962. 3. 14	<b>日本固有の北方領土回復に関する決議</b> ○政府は、日ソ共同宣言及び日ソ間の往復書簡に基づき、すみやかに領土問題を含む平和条約締結に関する交渉を開始し、懸案になっているわが国固有の領土である北方領土問題を解決し、わが国民の総意にこたえるべきである。	衆議院 参議院 本会議 可 決
1964. 9. 8 (昭 39)	<b>元島民及びその家族による墓参のための訪問</b> ○北方領土墓参開始（歯舞群島、色丹島）	
(衆) 1965. 4. 6 (昭 40) (参) 1965. 4. 28	<b>北方領土返還に関する決議</b> ○歯舞群島、色丹島及びわが国固有の領土であるその他の北方領土は、ソ連の支配下にあることすでに 20 年いままなお領土問題の解決をみていないことはまことに遺憾。よって政府は、早急に懸案を解決し、国民の総意に応えるべき。 (その後、同旨の決議が度々行われている。また、昭和 48 年第 71 回国会の衆・参本会議における決議においては、初めて「歯舞群島・色丹島及び国後島・択捉島の北方領土」と具体的に四島を明記)	衆議院 参議院 本会議 可 決
1976. 9. 4 (昭 51)	<b>元島民及びその家族による墓参のための訪問</b> ○従来実施してきた身分証明書携行による歯舞群島・色丹島墓参を、旅券と査証を取得するようソ連側要求。これに対し、日本政府は本来自国の領土に行くのにそれらは不要として反論（・・・昭 60 年まで中断）	

1981. 1. 6 (昭 56)	<b>北方領土の日 (2月7日) 設定</b> ○集会、講演会、研修会等の行事、全国的な北方領土返還運動の一層強力な推進 ○2月7日:安政元年日露通好条約調印日(同条約では北方四島は日本領土と明示)	閣議 了解
1981. 9. 9 (昭 56)	<b>鈴木総理大臣の北方領土視察 (9月9日～9月10日)</b> (その後、平成13年4月7日に森総理大臣が鈴木総理以来20年振りに視察、平成16年9月2日に小泉総理大臣が視察。)	
1981. 9. 22	<b>園田外務大臣の国連総会一般討論における演説</b> ○北方領土問題に言及 (その後、桜内外務大臣、安倍外務大臣、倉成外務大臣、中曽根総理、竹下総理が同旨の演説)	国連 総会 演説
1982. 8. 31 (昭 57)	<b>「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」制定</b> ○北方地域元居住者に対する援護措置 ○北方領土隣接地域の振興等のために必要な特別の措置	
1986. 7. 2 (昭 61)	<b>元島民及びその家族による墓参のための訪問</b> ○ソ連側は人道的観点と理由として査証なしで身分証明書、ソ連邦所定のクーポン券をもっての墓参を認める。	
1989. 9. 19 (平元)	<b>我が国国民の北方領土入域問題について</b> ○ソ連邦の不法占拠が続いている一方、返還交換交渉実施中 ○かかる状況下でソ連邦の査証を受けて入域する事例がみられる。ソ連邦の出入国手続きに従うことを受けて入域することは、政府の政策と相いれない。過去10年間墓参中断を余儀なくされたことを想起。以上に鑑み、政府は国民に対し北方領土解決までの間、このような北方領土の入域を行わないよう要請する。	閣議 了解
1990. 8. 24 (平 2)	北方領土墓参を初めて択捉島で実施	
1991. 4. 18 (平 3)	<b>ゴルバチョフ大統領初来日 (日ソ共同声明) 海部総理大臣</b> ○北方四島が平和条約において解決されるべき領土問題の対象と確認 ○平和条約締結作業の加速重要性が強調 ○平和条約締結問題解決までの間、新しい枠組み(ビザなし交流)の合意	首脳 会談
1991. 10. 14	<b>「北方4島との交流」に関する日ソ外相間の往復書簡</b> (平成3年4月18日:ゴルバチョフ・海部総理の共同声明を受け) ○領土問題の解決されるまでの間、相互理解の増進、その解決に寄与することを目的として、日本の訪問団(北方領土に居住していた者、これに準ずるもの、返還運動関係者、報道関係者等で総理・外相が認めるもの)による諸島の訪問、ソ連邦訪問団による日本諸地域の訪問が、次の措置の下行われる。 ①旅券、査証なし。ソ連大使館の確認した書類をもって、ソ連邦の中央・地方の当局のもの同行 ②逆に、ソ連訪問団も同様措置 (これにより、我が国国民の北方領土への訪問、旅券、査証なしで行う等の新たな枠組みが作られた。)	外相 往復 書簡
1992. 5. 11 (平 4)	<b>日ソ相互交流の開始</b> ○4月22～27日:四島側第1次訪問団 ○5月11～17日:日本側第1次訪問団	
1993. 10. 13 (平 5)	<b>エリツィン大統領来日 (東京宣言) 細川総理大臣</b> ①領土問題を、北方四島の島名を列挙し、その帰属に関する問題と位置づけ ②領土問題を歴史的、法的事実に立脚し、両国間合意の諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決して、平和条約を早期に締結する。	共同 宣言
1997. 11. 1 (平 9)	<b>クラスノヤルスク合意 (橋本・エリツィン会談)</b> ○「東京宣言に基づき、西暦2000年までに平和条約を締結するよう、お互いに全力を尽くす」との画期的な合意が達成	首脳 会談

1998. 4. 18 (平 10)	<b>川奈合意（橋本・エリツィン会談）</b> ○「平和条約が東京宣言第2項に基づいて北方四島の帰属の問題を解決することを内容とし、21世紀に向けて日露の友好協力に関する原則などを盛り込むこととなるべきこと。」を確認。 ○択捉島とウルップ島の間に関境線を引くことを平和条約で合意し、政府間合意までの間は、ロシアの4島施政権を合法と認める案を非公式に提案（川奈提案）	首 脳 会 談
1998. 11. 11	<b>小淵総理訪露（モスクワ宣言） エリツィン大統領</b> ○「信頼」から「合意」の時代という両国の決意表明 ○平和条約交渉を加速し、2000年までに締結する決意が再確認 ○平和条約締結に向けた国境画定委員会及び共同経済活動委員会の設置 ○元島民及びその家族による北方四島への自由訪問の実施を合意 ○ロシア側：川奈提案に対し、国境線確定を先送りして平和友好条約を先に結び、別途国境線に関する条約を結ぶ案を非公式に提案（モスクワ提案）	首 脳 会 談
1999. 9. 2 (平 11)	<b>旧島民及びその家族たる日本国民による択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島への最大限に簡易化された訪問に関する日本国外務省の口上書</b> (平成10年11月13日、日露間の創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言を受け) ○平成11年9月2日付ロシア大使館口上書に添付された手続き（身分証明書及び挿入紙及び添付書類。旅券・査証なし。） ①旧島民及び家族たる日本国民とは1945年末までの間に諸島に居住していた日本国民、その配偶者及び子をいう。同行者として医者及び通訳も可。 ②日本側は、その名簿を外交ルートを通じロシア側に提示（旧居住地の記載を含む。）、日本側身分証明書作成、ロシア側と合意、挿入紙発行（身分証明書、挿入紙は数次可能） ③ロシア大使館は、外務省に受入の可否口上書をもって通報等 (これにより従来の四島交流及び墓参に加え、自由訪問が実施されることになった。)	外務省 口上書
2000. 9. 3 (平 12)	<b>プーチン大統領訪日（森・プーチン首脳会談）</b> ○クラスノヤルスク合意の実現のための努力の継続 ○今日まで達成された全ての諸合意に依拠し、四島の帰属の問題を解決することにより、平和条約を策定するための交渉を継続することなどを確認	首 脳 会 談
2001. 3. 25 (平 13)	<b>日露首脳会談（イルクーツク）（森総理・プーチン大統領）</b> ○日ソ共同宣言が平和条約交渉の出発点となる法的文書として初めて文書により確認 ○その上で東京宣言に基づいて四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの日露共通認識を再確認	首 脳 会 談
2003. 1. 9 (平 15)	<b>小泉総理の訪露（モスクワ・ハバロフスク）</b> ○小泉総理とプーチン大統領の間で、「日露行動計画」を採択。同計画において日ソ共同宣言、東京宣言、イルクーツク声明の3文書が具体的に列挙され、その他の諸合意と併せ、今後の平和条約交渉の基礎とされた。 ○北方四島の帰属の問題を解決することにより平和条約を可能な限り早期に締結し、両国関係を完全に正常化すべきという決意を確認。	首 脳 会 談
2009. 2. 18 (平 21)	<b>日露首脳会談（於サハリン）（麻生総理・メドヴェージェフ大統領）</b> 領土の問題について我々の世代で解決すること、メドヴェージェフ大統領が支持を出した「新たな独創的で型にはまらないアプローチ」の下で作業を行うこと等で一致 ※その後も日本政府は、引き続き、ロシアとの間で幅広い分野での協力を進めるとともに、これまでの諸合意及び諸文書に基づき北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を早期に締結するという一貫した方針の下、ロシア政府との交渉に取り組んでいる。	首 脳 会 談

## 領土問題に関する政府統一見解（北方領土・竹島・尖閣列島）

衆議院議員滝沢幸助（民）提出戦後政治の反省と東京裁判などの所謂戦後問題に関する質問に対する答弁書  
（昭和 62 年 5 月 15 日）

北方領土	<p>1 ソ連の北方 4 島占拠は、法的根拠なくして行われている占拠であるという意味で不法占拠であるというのが従来よりの政府の見解である。</p> <p>2 サンフランシスコ平和条約第 2 条（C）項により我が国は千島列島及び南樺太に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄したが、同条約にいう千島列島とは、我が国がロシアとの間に結んだ 1855 年の日露通好条約及び 1875 年の樺太・千島交換条約から明らかなように、ウルップ島以北の島々を指すのであって我が国固有の領土である歯舞、色丹、国後、択捉の北方 4 島は含まれていないというのが政府の見解である。我が国は、歯舞、色丹、国後、択捉の 4 島すべては歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であると主張しているところである。</p>
竹 島	竹島については、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であり、政府は、韓国政府が竹島に各種施設を構築し、不法占拠を続けていることは、誠に遺憾であると考えている。
尖閣諸島	尖閣諸島は我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、我が国は、現にこれを実効的に支配している。したがって、尖閣諸島の領有権をめぐって解決すべき問題はそもそも存在していない。

## 紛争の解決に関する交換公文（竹島）

日韓基本条約の関係諸協定、日韓紛争解決交換公文（1965 年 6 月 22 日）

交換公文 要旨	両国政府は、別段の合意がある場合を除くほか、両国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかった場合は、両国政府が合意する手続きに従い、調停によって解決を図るものとする。
締結者	日本側：外務大臣 椎名悦三郎 韓国側：外務部長官 李東元





## 全国防衛協会連合会

All Japan Defense Association

〒160-0001 東京都新宿区片町1-11 藤田ビル2階

電話:03-5919-8960 FAX:03-5919-8961

メールアドレス:jim@ajda.jp ホームページ:http://www.ajda.jp



●都営新宿線「曙橋駅」より徒歩3分

●JR線・丸の内線・南北線「四ッ谷駅」より徒歩10分

●JR線・有楽町線・南北線「市ヶ谷駅」より徒歩15分